

岐阜県地方競馬組合所有財産（土地）の売払いに関する一般競争入札公告

笠松町に所在する岐阜県地方競馬組合所有財産（土地）の売払いについて、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

平成24年1月18日

岐阜県地方競馬組合
管理者 笠松町長 広江正明

1 一般競争入札により売払いする物件

物件 番号	所在地番	現況 地目	地積(m ²)		予定価格 (円)	備考
			公簿	実測		
1	羽島郡笠松町円城寺字川田 188番1、188番2、189番1、 189番2	雑種地	484.00	484.56	10,000,000	4筆を一括で 売却

備考 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効

2 入札参加者の資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると認められる者
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び次のアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
 - オ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 県税を滞納している者

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部署
〒501-6191 羽島郡笠松町若葉町12番地
岐阜県地方競馬組合 施設課
電話 058-388-4955(直通)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
平成24年1月18日(水)から平成24年1月27日(金)までの岐阜県地方競馬組合の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所
3の(1)に同じ。
- (3) 入札参加申込みの方法
 - ア 入札参加希望者は、岐阜県地方競馬組合所有財産一般競争入札参加申込書に住民票の写し(法人にあっては登記簿謄本)、印鑑証明書、誓約書、法人役員名簿(法人の場合に限る。)及び岐阜県税の完納証明書を添付して、3の(1)まで提出し、一般競争入札への参加を申し込まなければならない。
 - イ 提出期限 平成24年1月27日(金)
郵送の場合にあっては、期限までに3の(1)へ到達したものを有効とする。
 - ウ 期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。
- (4) 入札を行う日時及び場所

入札の日時	入札場所
平成24年2月3日(金)午前10時	岐阜県地方競馬組合 第1会議室

- (5) 開札の日時及び場所
3の(4)に同じ。
- (6) 契約条項を示す場所
3の(1)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項
 - ア 入札の方法
入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。
 - イ 入札保証金
入札者は、売却物件の予定価格の100分の10の額の入札保証金を岐阜県地方競馬組合の指定する納付方法により平成24年1月30日(月)までに納付しなければならない。
 - ウ 落札者の決定方法
落札者は、1の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、入札価格が最高価格である者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
 - エ 入札の無効
本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - オ 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。
 - カ 落札の無効
落札者が、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は岐阜県地方競馬組合に帰属する。
 - キ 郵便又は電信による入札は、認めないものとする。

4 契約手続等に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 売買代金の支払方法
契約締結時に、3の(7)のイの入札保証金を契約保証金に充当し、契約締結の後、岐阜県地方競馬組合が指定する方法により売買代金と契約保証金との差額を売買契約の日から20日以内に納付するものとする。

5 用途の制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

6 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。